



2015
平成27年

6

きずな

K I Z U N A



特集
テーマ

男女共同参画

ともに輝ける社会をめざして

- 2 家庭での役割分担に関する意識の変化
- 3 「男女共同参画の現状と課題」
朴木佳緒留さん(神戸大学 名誉教授)
- 4 「職場におけるマタニティハラスメントについて」
小畑泰子さん(合同会社 ミーシャ 代表社員)
- 5 「女性や子どもが、安心して
自分らしく生きられる社会をめざして」
シングルマザーと子どもの支援・仲間づくりスペース(WACCA)(神戸市)
- 6 「自殺者ゼロの社会のために」
露の団姫さん(落語家)
- 7 ふれあいサロン
- 8 情報ぶらさ



兵庫県マスコット
はばたん

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会

男女共同参画の 現状と課題

神戸大学 名誉教授

ほうのき かおる
朴木 佳緒留さん

はじめに

2015(平成27)年は女性差別撤廃条約が批准されてから30年目にあたります。この間、日本社会は随分、変わりました。若い年齢層では、日常的に問題を感じることも少ないかもしれませんが、ところが、日本の男女共同参画程度は世界の中では驚くほどの「低位」にあります。

課題は何か

たとえば、「世界経済フォーラム」の男女共同参画指標によると、日本は142カ国のうち104位、国連の人間開発指標(GEM)では、世界109カ国中、52位です。国や企業等での意思決定過程に関わる女性の数が圧倒的に少ないためです。日常的な生活感覚では、学校での男女差別はなく、女性の社会進出も進み、家庭の中でもお母さんの発言力が強いと受け止められているかもしれませんが、学歴はいまだに男女格差があり、女性の社

会進出とは、実は、非正規職で働く女性が増えたということであります。管理職の女性はおよそ1割と少数派です。また、政治の世界においても、国会議員だけではなく地方議会議員でも女性が少ないです。少子化が続く日本では、女性の力を得ないならば、経済発展もおぼつかないことは日本政府だけでなく、経済協力開発機構(OECD)も指摘しています。東日本大震災後の復興過程においても、女性の経済的不利益や意思決定過程への関与が少ないことが「問題」を大きくしています。

大人もほめよう

テレビで「大人もほめよう」という公共広告を見ました。女性の社会的達成は「ほめられること」が少ないのではないのでしょうか？たとえばお父さんが管理職に昇任した場合とお母さんが昇任した場合で、家族の反応は同じでしょうか？お母さんが管理職

になった場合には、「子どもの面倒は誰が見る？」とか、「そんなにまでして偉くならなくても」とか考えていませんか？

男女の「ニーズ」や「受け止め方」などは異なる場合が多くあります。「男性が意思決定をし、女性が従う」というやり方は、すでに限界がきています。男女がともに意思決定過程に関わるならば、さまざまな「ニーズ」に応え、多様な発想を活かす社会をつくることができます。女性の社会的達成もほめましょう。

南海・東南海大地震が想定されている今日では、男女がともに意思決定過程に関わるにより減災が実現します。政治や経済だけでなく、地域でのさまざまな決定についても男女共同参画が必要です。意思決定に関わることを「偉い」と見なすだけではなく、「大人としての義務と権利を果たす」とこと考えたいものです。

プロフィール

1949(昭和24)年生まれ。広島大学大学院教育学研究科修了。鹿児島女子短期大学、金沢大学を経て1984(昭和59)年に神戸大学教育学部赴任。兵庫県社会教育委員。専門はジェンダー文化学習論(社会教育)。近著は『労働の場のエンパワメント』(共編著、東洋館出版、2014年)など。



家庭での役割分担に関する意識の変化

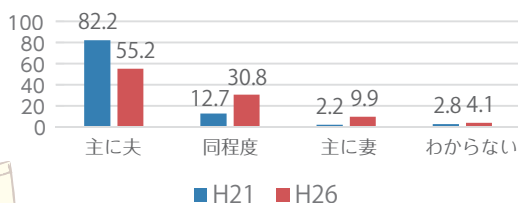
男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組み・啓発が行われていますが、県民の皆さんの意識はどのように変化しているのでしょうか。家庭での役割分担について、県が実施した男女共同参画に関する意識調査の結果を見てみましょう。

男女が、人生のどの時期においても、ともにいきいきと暮らせる社会をめざして、家庭、地域、職場で男女共同参画の取り組みが進められています。

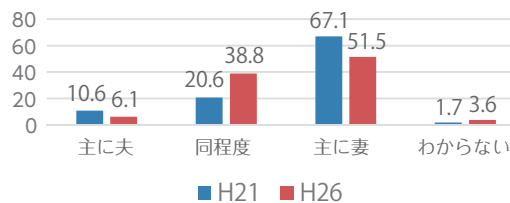
本号では、男女が互いに理解し、支えあって、一人ひとりの個性と能力を発揮できる社会について、考えてみましょう。

問 夫婦はどのように役割を分担するのが良いと思いますか？

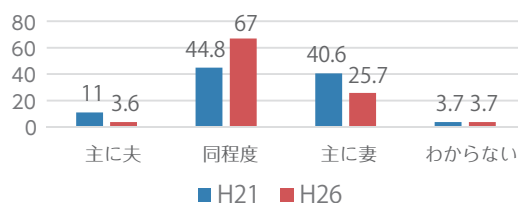
生活費の確保



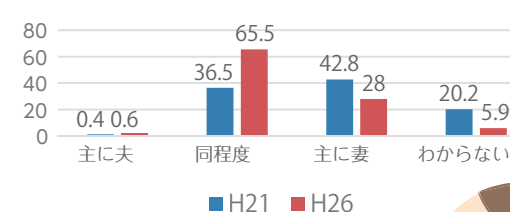
家計管理



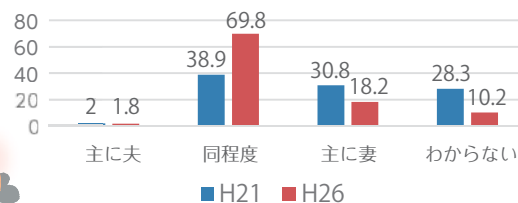
地域の行事参加等



子育て



高齢者の介護・世話



平成26年度の調査結果では、「生活費の確保」は主に夫、「家計管理」は主に妻という人がともに半数を超えていますが、前回の調査に比べその割合は大幅に減っています。また、「地域の行事参加等」、「子育て」や「高齢者の介護・世話」では、夫婦同程度と考える人が約2/3を占めています。

夫は「生活費の確保」だけで、他は妻の役割という意識が薄れ、子育てや介護、地域の行事参加においては、夫婦がともに協力していくべきという考え方を支持する人が多くなっていることがわかります。

取材ノート

女性や子どもが、安心して自分らしく生きられる社会をめざして

シングルマザーと子どもの支援・仲間づくりスペース (WACCA) (神戸市)

「WACCA(わっか)」は、NPO法人女性と子ども支援センター「ウィメンズネットこころべ」が開設しました。スタッフが常駐し、女性と子どもの生活再建を支援するために、安心できる居場所を提供しています。

心身のケアや就労を支援

「ウィメンズネットこころべ」では、女性や子どもへの暴力をなくすために支援を行う中、シングルマザーの貧困や地域での孤立が児童虐待につながる場合もあることを知りました。そこで、シングルマザーに寄り添った活動ができればと、2013(平成25)年にWACCAを設立。WACCAでは、シングルマザーの仲間づくりを支援するため、ヨガや読書会、絵本カフェや語り合いなどを企画。他にも、就労準備研修として、衣類専門のリサイクルショップと連携し、アイロンがけなどの軽作業の経験を

積んで就職につながる活動をしています。「WACCAで同じ境遇の女性と出会えた。孤独から救ってくれた」と離婚後の生活に不安を抱えていた女性は当時を振り返ります。

WACCAを訪れる人の中には、DVに悩む女性も多いといいます。「DV被害者は社会や他者への安心と信頼が損なわれていて、長期にわたる支援が必要」と担当の茂木さん。「このような女性と子どもの心身の回復には、安心できる居場所や寄り添ってくれる支援者・仲間が必要と続きます。」

子どもの夢を後押し

離婚などによって傷つくのは大人ばかりではありません。子どもの中には、家事の手伝いに追われ学習時間が確保できない、悩みを相談する相手がいないというケースもあります。WACCAでは、ひとり親家庭の子どもを対象に、無料で学習支援も行ってきました。指導するのは、社会人や学生ボランティア。学習支援だけでなく、遊んだり、話し相手になったりすることで、大人への信頼を取り戻していくといいます。子ども一人ひとりに寄り添うために、日々の様子や学習の進捗などを細やかに情報交換しています。

女性たちが安心して暮らせるように、子どもたちの夢がかなうように、これからもシングルマザーと子どもたちの居場所として、継続して活動していきたいと茂木さんは抱負を語ります。

*ドメスティックバイオレンス(近親者に対する暴力のこと)



やさしい色調のあたたかい雰囲気づくりを心がけて、安心できる居場所を提供しています。

活動は、月～金曜日・土曜日または日曜日(水曜日は休み)の10:00～16:00。子どもの学習支援は、火・金曜日の17:00～20:00。

2014(平成26)年に、関西で先進的な地域づくりを行う団体を表彰する「ゆめづくりまちづくり賞」優秀賞を受賞。ボランティアを希望される方もお気軽にご連絡ください。

※快適都市実現委員会(事務局:国土交通省近畿地方整備局企画部企画課)

お問い合わせ先

T E L 078(798)6150
EMAIL wacca@mbr.nifty.com

神戸市長田区腕塚町5丁目5-1-206 アスタくにづか1番館 北棟2階

● 一人で悩まないでご相談ください。 ● 相談はいつでも無料、秘密は厳守します。

女性のためのなやみ相談

女性が抱える様々な悩みや問題の解決に向けて、女性カウンセラーが情報提供や気持ち・考え方の整理のお手伝いをします。

電話相談 078(360)8551 月曜～土曜(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～16:30

面接相談 予約専用電話 078(360)8554 (要予約) 面接地日時 月曜～金曜 11:00～18:40 土 曜 9:20～16:50

男性のための相談

家庭や職場での人間関係、子育てや介護、定年後の生き方についての悩みなど、男性臨床心理士が電話による相談に応じます。

☎078(360)8553 毎月第1・第3火曜(祝日、年末年始を除く) 17:00～19:00

兵庫県配偶者暴力相談支援センター

電話相談 「悩みのホットライン」

配偶者等からの暴力に関する相談を行っています。自分だけの力では解決の糸口が見出せなかったり、誰に相談してよいかわからない時などにご相談ください。匿名で応じます。

☎078(732)7700
9:00～21:00(土日・祝日も行っています。)

職場におけるマタニティハラスメントについて

合同会社 ミーシャ
代表社員

おばた やすこ
小畑 泰子さん

職場におけるマタニティハラスメント(通称マタハラ)とは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせです。パワーハラスメント(パワハラ)やセクシャルハラスメント(セクハラ)と併せ、働く女性を悩ませる三大ハラスメントといわれています。

マタニティハラスメントの実態

働く女性対象の昨年のある調査では、「マタハラ」という言葉については、6割以上が知っている(前年の3倍)と回答しており、急速に認知が進んでいます。また、セクハラやパワハラに比べると少数ですが、マタハラの経験は4人に1人となっています。

制度と価値観の問題

(1) 法制度が守られていますか？

職場における母性健康管理や母性保護の措置は、男女雇用機会均等法や労働基準法などの法律で規定されています。たとえば、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務への転換や、時間外労働、休日労働又は深夜業の制限が義務付けられています。ま

た、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いとは法律で禁止されており、昨年には裁判もありました。

しかし、制度があっても守られていない、当事者が制度を知らないという実態もあります。

(2) 価値観の違いを理解していますか？

本来は、法規定以外でも、妊娠中は立作業を控えるなど職場の理解と工夫による対応も期待されていますが、上司等が自身の価値観を押し付けてしまい、本人が「つらい」と言い出せないまま無理をしまっていることもあります。「上司や同僚の心無い発言や無理解に辛い思いをした」という人も少なくありません。

その一方で、法制度を理由に権利を主張するばかりの方(逆マタハラ?)も少なからずいます。業務の軽減や休暇などにより、周囲の負担が増えることも事実です。そこには、お互いが価値観の違いを理解し合う気持ちが必要なのではないでしょうか。

マタニティハラスメントの予防のために

職場や社会がもつと関心を持ち、当

事者が相談しやすい環境を整えていきましよう。そのためには、職場の制度やサポート体制を構築し、普段からコミュニケーションを大切にし、考え方を理解することが重要です。「お互いさま」の気持ちでサポートしあえることが大切です。

そして、万々に備えて、当事者のみならず上司等周囲の方も適切な相談先を持つておくことも重要です。たとえば、職場に産業医や保健師等がいれば、マタハラの心配がなくても、普段から相談できる関係をつくっておきましよう。社内のパワハラ等の相談窓口を利用するとか妊娠・出産の経験者に相談するのもよいでしょう。

また、就業配慮等の必要があれば、職場に母性健康管理指導事項連絡カード(産科主治医に発行を依頼)の提出がある対応がスムーズです。

皆が働きやすい職場を目指し、ハラスメントのない職場環境を整えることが、ひいては生産性の向上や企業の業績向上につながることもしっかり理解しておきたいところです。

プロフィール

1991(平成3)年、産業医科大学医学部卒。医学博士。三菱重工業株式会社下関造船所専属産業医等を経て、2004(平成16)年に、おばたやすこ労働衛生コンサルタント事務所を設立。2013(平成25)年から現職。

現在、株式会社正興電機製作所等多数の産業医。他に、産業医科大学産業生態科学研究所 産業衛生准教授、(財)女性労働協会の「働く女性の身体と心を考える委員会」および「母性健康管理サイト運営委員会」委員を兼ねる。



ふれあいサロン

読者からのお便り

人権文化を創っていくのは“人”であるので、その“人”を育てていくことが大切です。いろいろなことを経験し、いろいろな世代と交流していけるように地域で盛り上げていきたいですね。



(たつの市・天本雅剛さん)

4月号を読んで、少子高齢社会から生じる課題に地域全体で対応している「ふれあい鹿塩の家」の活動に感激。高齢者も住みやすく、子育て中の家族も住みやすい社会の構築が「やさしいまちづくり」につながっていくと思います。



(姫路市・花田明美さん)

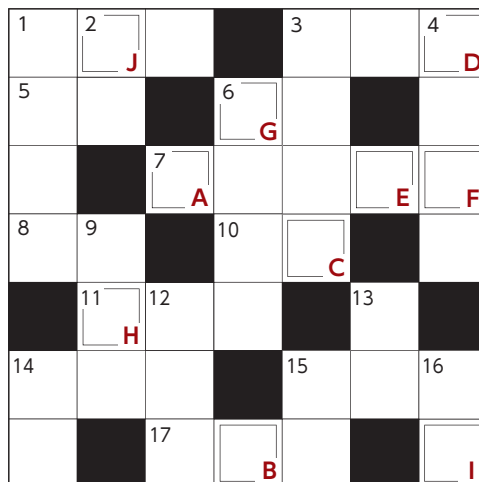
4月号を病院の待ち時間に手にし、紺野さんの記事を読みました。思いやりをお互いに持っていれば、いじめや差別もなくなるのですね。



(宍粟市・志水敦子さん)



問 クロスワードを解いて、A～Jの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう？



〇 たてのカギ

1. つり合い、調和。「ワークライフ〇〇〇〇」
2. 全体あるいは他との関係で占める場所、立場
3. 海岸の岩礁に住む横歩きの小さな生き物
4. 全体の中のひとつの〇〇〇〇に過ぎないとは言っても、欠くことのできない重要な存在なのです
6. 雨の通り過ぎていくさま。「〇〇〇〇が速い」
9. 小説よりもおもしろく不思議なものです
12. かばい守ること。「人権〇〇〇委員」
13. 失敗は人の〇〇にせず、まずは自身で検証しよう
14. 気分が高揚し、意欲の高ぶりが見られる状態。「うつ」と対をなす
15. 「忙中〇〇あり」。暇を見つけて、ゆったりした時間も持ちたい
16. 食い違い。推定値と真の値とのずれ

〇 よこのカギ

1. 学業や本業のかたわらに賃仕事をするを略してこう言います
3. 物事の初歩、基礎的なこと。「仕事の〇〇〇を教えてください先輩」
5. 〇〇被害者の方々の一日も早い帰国を願ってやみません
6. パブル。はかないもののたとえです
7. 上面が緑で体長4cmほどの動物。梅雨の時期に特に元気です
8. 素質。作業手順などの覚えが早い時、「〇〇がいい」と表現します
10. 年上の男の兄弟。〇〇と慕う先輩がいればいいですね
11. 男性抜きで楽しむ〇〇〇会が大はやり
14. 考えが相手にきちんと通じるよう、意思の〇〇〇をはかりたい
15. 高齢者、病人などに付き添って世話をすること
17. 同僚や友達に謝るときはまずこの一言

4月号の答え

シンネンドスタート

投稿&クロスワードで「メモクリップ」をプレゼント! //

「読者からのお便り」の投稿掲載者(平成27年8月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)に、「メモクリップ」をプレゼント。本誌「さずな」へのご意見や感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。※投稿はペンネームの使用も可能です。※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法 締め切り

はがきか、ファクス、メールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。7月3日(金)締め切り(必着)

応募先

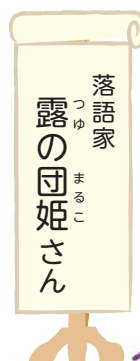
〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじごく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会「さずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355 FAX:078(242)5360 Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp
*投稿者および応募者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



自殺者ゼロの 社会のために



尼崎市在住の露の団姫さんは、上方落語家として高座をつとめる一方、僧侶として活動しています。夫は、太神楽曲芸師の豊来家大治朗さん。交際中に彼がクリスチャンだと知り、僧侶の師匠に相談すると、「世界宗教平和の第一歩」と背中を押されたそうです。落語ではプロ、僧侶としてはアマ(尼)、露の団姫さんにお話を伺いました。



Q 落語家と僧侶、面白い組み合わせですね。

A 15歳のころ、落語家になるか僧侶になるか悩んでいました。そのとき、落語の創始者、露の五郎兵衛が僧侶で、説法を面白おかしく話したことが落語の起源と知りました。高校卒業を機に初代、露の五郎兵衛の流れを組む露の団四郎師匠に入門して、今に至ります。

Q 仏教落語を披露しておられるそうですね。

A 2011(平成23)年に出家し、比叡山の修行を終えて、25歳から天台宗の僧侶として活動しています。教えには、生きる上での知恵がたくさんありますので、それらをちりばめ、仏教落語として披露しています。笑わせ、泣かせるなどのテクニクを加えて落語と説法のいいとこ取りをしています。

Q 昨年お子さんが生まれたそうですが、家事や育児は分担されていますか。

A 講演会でも同じような質問を受けるのですが、そのたびに夫は「団姫も…手伝ってください」と。今は、家事や育児のほとんどを夫がやっています。家庭の状況に応じて、お互い助け合えればいいと思っています。

Q 将来の夢を教えてください。

A 落語家としては名人に、僧侶としては自殺者ゼロを目標にしています。生きていれば必ずいいことがあります。大切な命を絶つまえに、一歩踏み止まらせるような人になりたいと思っています。将来は24時間相談に応じる駆け込み寺を作りたいと考えています。今の活動すべてがこの目標につながると信じて活動しています。



1986(昭和61)年生まれ。上方落語家。天台宗僧侶。小学生のころから劇団ひまわりに所属し、テレビや舞台で俳優を経験。現在は、高座のほかにもテレビやラジオでも活動中。

著書に『法華経が好き!』(春秋社)がある。「人生を肯定する教え」を得意の軽妙な語り口調でユーモアたっぷりに説き明かした一冊。簡にして要を得た解説はとにかくやさしくて、おもしろくて、予備知識がない人でも十分に楽しめます。

定する教え」を得意の軽妙な語り口調でユーモアたっぷりに説き明かした一冊。簡にして要を得た解説はとにかくやさしくて、おもしろくて、予備知識がない人でも十分に楽しめます。



「のじぎく文芸賞」作品募集中

～あなたの思いを作品に書いてみませんか～

募集部門 小説・随想・詩・創作童話

応募条件 兵庫県内に在住、在勤、在学の方

<応募作品>

インターネット上を含む未発表・未投稿（他の文芸賞等への重複応募を含む）の自作の作品

■詳細については、協会ホームページをご覧ください。お電話（下記参照）でも尋ねてください。

応募方法 郵送で受け付け

募集期間 9月10日（木）まで（消印有効）

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内

（公財）兵庫県人権啓発協会「のじぎく文芸賞」係



イベントガイド

神戸地方法務局・ 兵庫県人権擁護委員連合会 全国一斉「子どもの 人権110番」強化週間	日時 6月22日（月）～26日（金）8:30～19:00 27日（土）28日（日）10:00～17:00 人権擁護委員・法務局職員が「いじめ」や虐待など、子どもに関するさまざまな人権問題について電話相談を受け付けます。秘密は厳守します。	問い合わせ TEL 0120(007)110 (全国通話無料)
芦屋市 男女共同参画 週間記念事業	日時 6月13日（土）14:00～16:00 場所 ルナ・ホール ※JR神戸線「芦屋」駅・阪急「芦屋川」駅から徒歩約10分 映画会 「少女は自転車にのって」先着600人、往復はがき1枚で2人まで、締切5/30（土） ※手話通訳・要訳筆記有、託児有（要申し込み）	問い合わせ 芦屋市男女共同参画推進課 TEL 0797(38)2023
丹波市 男女共同参画講演会 （人権啓発センター）	日時 6月19日（金）19:00～ 場所 丹波市立春日文化ホール ※JR福知山線「黒井」駅下車徒歩3分 講演 「男女が共につくる丹波の地域力UP！」 ●講師 萩原なつ子さん（立教大学教授）	問い合わせ 丹波市まちづくり部 人権啓発センター TEL 0795(82)0242
養父市 人権学び ステーション	日時 6月30日（火）19:30～21:30 場所 八鹿公民館 ※JR山陰本線「八鹿」駅から全但バス「養父市役所口」徒歩2分 講演 「インターネットと人権」～何気ない投稿から起きる人権侵害～ ●講師 篠原嘉一さん（兵庫県情報セキュリティサポーター）	問い合わせ 養父市市民生活部人権・協働課 TEL 079(662)7601

インターネット動画配信中「人権文化をすすめる県民運動」の様態を更新しました！

人権文化をすすめる [動画](#) [検索](#)

人権に関する川柳を募集します！

いずれかのテーマに当てはまる川柳を募集します。優秀作品は「きずな」に掲載し、オリジナルクリアファイルをプレゼント。

募集テーマ 同和问题、高齢者、職場

応募方法 はがきか、ファクス、メールで受け付け。郵便番号、住所、名前（ペンネーム使用の場合も併記）、年齢を明記の上、ご応募ください。6月30日（火）締め切り。（応募はお1人1点とします。）

インターネット上を含む未発表・未投稿の自作の作品に限ります。

応募先 （公財）兵庫県人権啓発協会（下記参照）

ハーフ
half
タイム
time

露の団姫さん取材しました。軽妙でユーモアを交えた語り口、さすがです。ついつい話に引き込まれてしまいました。

母、妻、落語家、僧侶と活躍される様子を伺っていると、経済学者のピーター・ドラッカーさんが提唱された「パラレルキャリア」が頭に思い浮かびました。これは、現在の仕事のほかに複数の仕事を持つことや、非常利活動に参加するといった社会での生き方を指すもので、それぞれの経験が相乗効果をもたらすそうです。

男女共同参画社会を実現するためにも、既存の枠にとられない生き方が求められているのかなと思いました。（小池）

「きずな」は、協会ホームページからもご覧になれます。

（公財）兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内

TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp

兵庫県人権啓発協会

[検索](#)

2015(平成27)年6月発行